

京都府公安委員会告示 第 148 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について  
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のと  
おり告示する。

令和 8 年 1 月 7 日

京都府公安委員会

委員長 池坊 由紀

1 聽聞の期日 令和 8 年 1 月 14 日

2 聽聞の場所 京都府宮津市字鶴賀 2151  
京都府宮津警察署 講堂